

2014年12月19日
東日本旅客鉄道株式会社
仙台支社
盛岡支社

気仙沼線BRT・大船渡線BRTで「Suica」が使えるようになります！

- 2015年3月14日(土)より、「気仙沼線BRT」及び「大船渡線BRT」の車内において、「odeca」に加え新たに「Suica」等もご利用いただけるようになります。
- BRTの車載機に「Suica」等をタッチすることで、入金(チャージ)残額より、ご利用区間の運賃を自動的に精算します。
- これまでもBRTでは「奇跡の一本松駅」の設置など、日本全国からBRT沿線を訪れるお客さまの利便性向上に努めてまいりましたが、これによりさらにこの地域でのご移動が手軽になります。

1. ご利用開始日

2015年 3月14日(土)

2. 新たにご利用いただけるICカード

「Suica」及び「Suica」と相互利用を行っている交通系ICカード

※ 定期券でBRTをご利用の際は、従来通り「odeca定期券」をご利用ください。

「Suica」等でBRT区間の定期券は発売いたしません。

3. 主なサービス内容

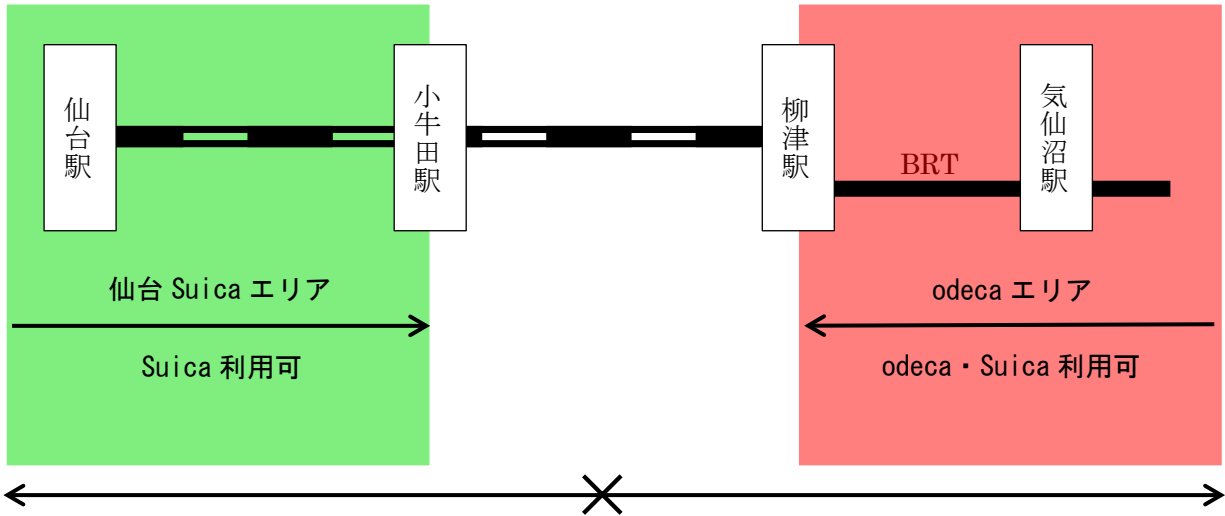
- ・ BRT乗車/降車時に車載機に「Suica」等をタッチすることで、ご利用区間の運賃を自動精算します。
 - ・ BRT車内において、「Suica」等に入金(チャージ)※ できます。
- ※ 1,000円札でのチャージとなります。

4. その他

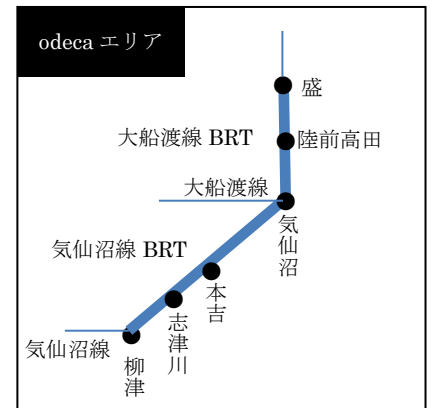
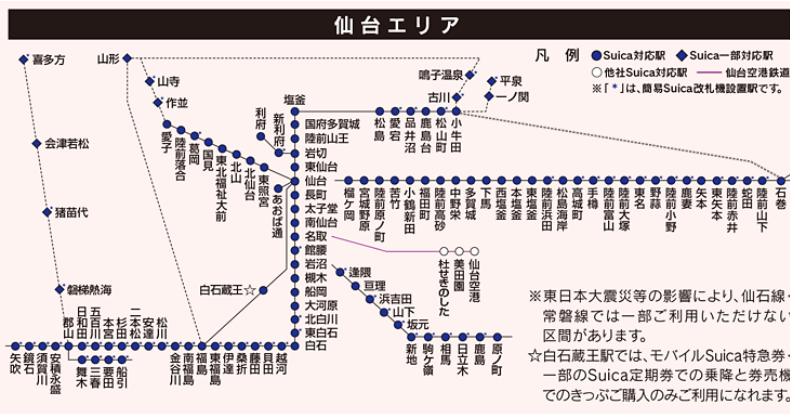
- ・ 「Suica」でご利用の際、「Suica」エリアと「odeca」エリア、それぞれのエリアをまたがったのご利用はできません。
- ・ 「odeca」は、「Suica」エリア及び「Suica」と相互利用を行っている交通系ICカード各エリアではご利用できません。
- ・ BRT区間内の主な駅にある窓口では、チャージや「Suica」の発売等、「Suica」に関するサービスの取扱いを行いません。
- ・ BRT車内で、「Suica」は発売いたしません。
- ・ BRT区間として運行している鹿折金山線の気仙沼駅前～上鹿折駅前間ではご利用いただけません。

(別紙)

ご利用方法



※エリアをまたがってご利用の場合 IC カードは使えませんので、あらかじめ乗車券をお買い求めください



ご利用いただける交通系 IC カード



- ※「Kitaca」は、北海道旅客鉄道㈱の登録商標です。
- ※「PASMO」は、㈱パスモの登録商標です。
- ※「Suica」は、東日本旅客鉄道㈱の登録商標です。
- ※「manaca (マナカ)」は、㈱名古屋交通開発機構及び㈱エムアイシーの登録商標です。
- ※「TOICA」は、東海旅客鉄道㈱の登録商標です。
- ※「PiTaPa」は、㈱スルツとKANSAIの登録商標です。
- ※「ICOCA」は、西日本旅客鉄道㈱の登録商標です。
- ※「はやかけん」は、福岡市交通局の登録商標です。
- ※「nimoca」は、西日本鉄道㈱の登録商標です。
- ※「SUGOCA」は、九州旅客鉄道㈱の登録商標です。

(参考)

～BRT沿線における交流拡大の足として～



〈参考:これまで実施した「BRT沿線での交流拡大」の取り組み〉



「行くぜ、東北。」キャンペーン



観光型 BRT 車両の運行



「奇跡の一本松駅」新設